2　任命権者は、第四条第三号から第十一号までに掲げる法人に交流派遣をしようとするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を交流派遣に係る計画書類に記載しなければならない。

一　交流派遣予定職員が当該法人の実務を経験することを通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得し、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めることができると判断した理由

二　派遣先予定企業における事業の運営のために必要な経費の総額及び国等の事務又は事業の実施等から得ている収益の総額であって、交流派遣をしようとする日前五年間に係るそれぞれの年度におけるもの

三　交流派遣予定職員の所属することとなる部門の事業によって得ている収益の総額及び当該部門において国等の事務又は事業の実施等によって得ている収益の総額であって、交流派遣をしようとする日前五年間に係るそれぞれの年度におけるもの

（交流派遣予定職員の同意）

第三十二条　任命権者は、官民人事交流法第七条第二項に規定する職員の同意を得る場合には、当該職員に対してその交流派遣に係る前条第一項第一号ハからトまでに掲げる事項を明示しなければならない。

（交流派遣に係る取決め）

第三十三条　官民人事交流法第七条第三項の人事院規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　交流派遣予定職員の派遣先企業における業務の制限に関する事項

二　交流派遣予定職員の派遣先企業における福利厚生に関する事項

三　交流派遣予定職員の派遣先企業における業務の従事の状況の連絡に関する事項

（交流派遣の実施に関する計画の変更等）

第三十四条　任命権者は、交流派遣の期間中に当該交流派遣の実施に関する計画を変更する必要が生じたときは、人事院の認定を受けて当該計画を変更することができる。ただし、第三十一条第一項第一号ニからトまでに規定する事項に係る当該計画の変更は、派遣先企業からこれらの事項の変更を希望する旨の申出があった場合において、当該変更について、あらかじめ当該交流派遣に係る交流派遣職員の同意を得なければならない。

2　任命権者は、前項の規定により第三十一条第一項第一号ニからトまでに規定する事項について交流派遣の実施に関する計画を変更したときは、派遣先企業との間において、変更後の計画に従って、当該変更に係る取決めを締結しなければならない。この場合において、任命権者は当該交流派遣に係る交流派遣職員にその取決めの内容を明示しなければならない。

3　前項に規定する変更に係る取決めが締結されたときは、交流派遣職員は、その取決めの内容に従って、派遣先企業との間で労働契約を締結するものとする。

（交流派遣職員の保有する官職）

第三十五条　交流派遣職員は、交流派遣をされた時に占めていた官職又はその交流派遣の期間中に異動した官職を保有するものとする。ただし、併任に係る官職については、この限りでない。

2　前項の規定は、当該官職を他の職員をもって補充することを妨げるものではない。

（交流派遣職員の業務の制限）

第三十六条　官民人事交流法第十二条第一項の人事院規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一　派遣前の機関（交流派遣職員がその交流派遣前に職員として在職していた国の機関等をいう。以下この条において同じ。）に対する行政手続法第二条第三号に規定する申請に関する業務

二　派遣前の機関との間の契約の締結又は履行に関する業務

三　派遣前の機関の派遣先企業に対する法令の規定に基づく検査、臨検、捜索、差押えその他これらに類する行為に関する業務

（交流派遣職員を職務に復帰させる場合）

第三十七条　官民人事交流法第十三条第一項の人事院規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　交流派遣職員がその派遣先企業の地位を失った場合

二　交流派遣職員が法第七十八条第二号又は第三号に該当することとなった場合

三　交流派遣職員が法第七十九条各号のいずれかに該当することとなった場合又は水難、火災その他の災害により生死不明若しくは所在不明となった場合

四　交流派遣職員が法第八十二条第一項各号（官民人事交流法第十二条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）のいずれかに該当することとなった場合

五　交流派遣職員の交流派遣が官民人事交流法の規定又は前章第一節若しくは第二節に規定する交流基準に適合しなくなった場合

六　交流派遣職員の交流派遣が当該交流派遣の実施に関する計画又は当該計画に従い締結された取決めに反することとなった場合

（交流派遣職員の職務復帰後の官職の制限）

第三十八条　官民人事交流法第十三条第三項の人事院規則で定める官職は、交流派遣後職務に復帰した職員の派遣先企業であった民間企業に対する処分等に関する事務又は当該民間企業との間における契約の締結若しくは履行に関する事務をその職務とする官職とする。

（交流派遣に係る人事異動通知書の交付）

第三十九条　任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、規則八―一二（職員の任免）第五十八条の規定による人事異動通知書を交付しなければならない。

一　交流派遣をした場合

二　交流派遣職員の交流派遣の期間を延長した場合

三　交流派遣職員を職務に復帰させた場合

四　交流派遣の期間の満了により交流派遣職員が職務に復帰した場合

（交流派遣職員の職務復帰時における給与の取扱い）

第四十条　交流派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）第二十条の規定にかかわらず、人事院の定めるところにより、その職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

第四十一条　交流派遣職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、交流派遣の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日、同日後における最初の昇給日（規則九―八第三十四条に規定する昇給日をいう。以下この項において同じ。）又はその次の昇給日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

2　交流派遣職員が職務に復帰した場合における号俸の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事院と協議して、その者の号俸を調整することができる。

第三節　交流採用の実施

（交流採用の実施に関する計画の認定）

第四十二条　任命権者は、官民人事交流法第十九条第一項の規定により交流採用をしようとするときは、次に掲げる事項を定めた交流採用の実施に関する計画を記載した書類（次項において「交流採用に係る計画書類」という。）を人事院に提出して、その認定を受けなければならない。

一　交流採用予定者に関する次に掲げる事項

イ　官民人事交流法第二条第四項第一号又は第二号のいずれに該当するかの別

ロ　所属する民間企業（以下この条において「所属企業」という。）の名称及び事業内容

ハ　氏名及び生年月日

ニ　所属企業における地位及び業務内容（官民人事交流法第二条第四項第二号に掲げる者にあっては、任期中に就くことを予定している所属企業における地位を含む。）

ホ　官職及びその職務内容